

東京都、神奈川県、大阪府、
兵庫県、愛知県、千葉市

家事支援外国人材の受入れ

(家事支援外国人受入事業 特区法第16条の4)

活用する規制改革

現状

家事支援活動を行う外国人は、外交官
や高度外国人材などが雇用する場合
しか、入国・在留が認められない

見直し後

第三者管理協議会※1による管理の下、
家事支援サービス企業に雇用される
外国人の入国・在留※2を可能とする

※1 自治体と関係行政機関により構成する
協議会

※2 国家戦略特別区域家事支援外国人受入
事業における特定機関に関する指針(内
閣総理大臣決定)により5年を上限とする

効果

女性の活躍推進や、家事支援ニーズへ
の対応

具体的事業

家事支援サービス企業 (雇用先)

- 家事代行業
- 人材派遣業
- 清掃サービス などが参入



●実施区域 東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、愛知県、
千葉市

●開始時期 東京都：平成28年11月 (従事者数：439人)
神奈川県：平成28年3月 (従事者数：403人)
大阪府：平成28年6月 (従事者数：27人)
兵庫県：平成29年7月 (従事者数：27人)
愛知県：平成30年6月 (従事者数：1人)
千葉市：平成31年6月 (従事者数：0人)

※従事者数はR5.4.1時点の数値。隣接区域では一部重複。

●業務範囲 炊事、洗濯、掃除、買い物、
児童の日常生活上の世話等

令和5年2月28日時点

●受入企業 東京都：6事業者 神奈川県：6事業者
大阪府：4事業者 兵庫県：2事業者
愛知県：2事業者 千葉市：1事業者

女性の活躍、
家事負担軽減



現行制度の概要及び活用実績

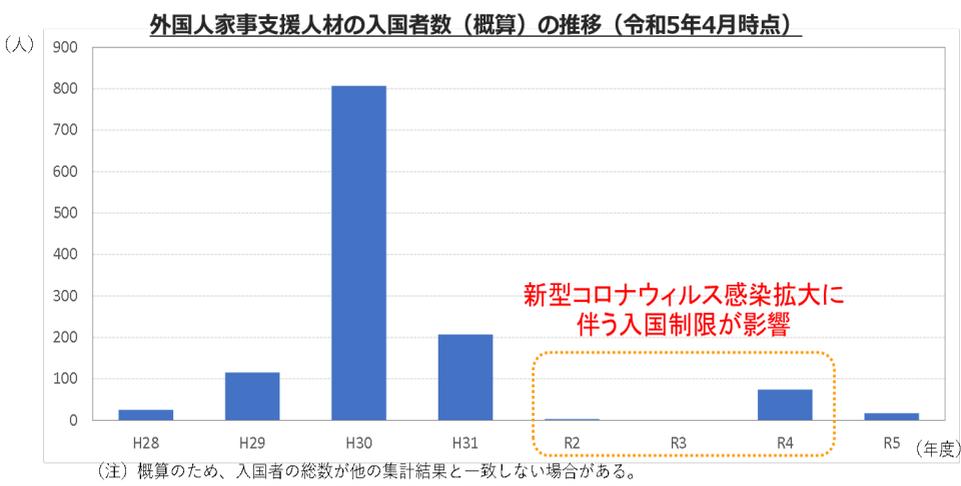
現行制度

国家戦略特区において、第三者管理協議会※¹による管理の下、家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留※²を可能とする制度。

- ※¹ 自治体と関係行政機関により構成する協議会
- ※² 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針(内閣総理大臣決定)により**5年を上限**とする

活用実績

H28年度の創設以降、6自治体で活用され、約1,300名が入国。一方、新型コロナに伴う入国制限により、2～4年目の人材が極端に少ない状況。



今後の方針

（対応方針（案））

今秋以降、新型コロナに伴う入国制限前に入国した外国人材が5年の期間満了により帰国していく。その結果、サービスの中核を担い、かつ、後輩の指導やサポートができる外国人材（4、5年程度の経験を有する人材）の大幅な不足が見込まれる。こうした状況に対応するため、入国制限に伴い人材の受入れができなかった期間（3年程度）を補完するための臨時的な措置として、入国制限前に入国して在留中の経験豊富な外国人材について、家事支援活動に従事できる期間を**通算8年に延長する**。

（今後のスケジュール（予定））

本年10月中 臨時的な対応として、上記を措置
※関連する指針（総理大臣決定）の改定



業界団体の意向等を踏まえ、特定技能制度への移行を検討